

斐川宍道水道企業団建設工事に係る 最低制限価格の設定に関する要領

(平成 25 年 3 月 11 日規程第 2 号)

改定 平成 27 年 3 月 9 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 斐川宍道水道企業団が発注する建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項の建設工事をいう。以下「工事」という。)について斐川宍道水道企業団会計規程(昭和 43 年斐川宍道水道企業団規則第 8 号。以下「規程」という。)第 98 条第 2 項の規定により設ける地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 2 項の最低制限価格(以下「最低制限価格」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第 2 条 最低制限価格を設ける工事(以下「適用対象工事」という。)は、請負対象額(消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額)が 500 万円以上 5,000 万円未満の工事(斐川宍道水道企業団建設工事等低入札価格調査制度実施要領第 3 条の調査基準価格を設けるものを除く。)とする。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 規程第 97 条の規定により準用する規程第 98 条第 3 項の契約決裁権者の定める割合は、適用対象工事に係る次に掲げる額の合算額を請負対象額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額)で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合にあっては 10 分の 9 とし、10 分 8 に満たない場合にあっては 10 分の 8 とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号及び第 3 号の額を区分することができない場合における第 1 項の契約決裁権者の定める割合は、10 分の 8 とする。

3 最低制限価格は、当該適用対象工事の予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第 4 条 入札執行者は、最低制限価格を設けたときは、その旨を次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める方法により、入札に参加する者に周知するものとする。

- (1) 一般競争入札 入札公告
- (2) 指名競争入札 指名通知

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。